

海外直接投資に対する最近のエチオピアの政策(客員レポート)

著者	メスフィン タデッセ
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1985-09
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008815

海外直接投資に対する 最近のエチオピアの政策



メスフィン・タデッセ
(Mesfin Tadesse)

客員研究員として来所中の氏は、エチオピア農工開発銀行法律顧問の要職にある

はじめに

通常一つの国が健全な経済と安定した政治システムを持ち、十分な資源と市場を持つ場合には、工業投資により条件を持つと考えられる。これらの重要な前提条件が満たされた後に、投資家は投資の場所をさがし求めるであろう。この投資場所の選択の際、自己に有利になるように影響を与えるため、ほとんどすべての発展途上国は、政策あるいは制定法によって、投資を促進し経済開発を進めるようなインセンティブをもうけている。

発展途上国の一つであるエチオピアは、その国家の第1の目標として、経済の全体的な開発と国民の生活水準の向上を目標としている。

この大きな目的達成のため、また外国資本参加の重要性を認識しているため、エチオピア政府は最近外国資本や技術、経営導入などを奨励する特別法を制定した。

同法は合弁企業の設立、運営、規制のために制定され、Joint Venture Establishment Proclamation No.235/1983と呼ばれる。以下に、この布告の重要な諸点を説明しよう。

1 合弁企業の設立可能分野と適格者

同布告は広い意味で、どのような者が合弁企業に参加し得、あるいは参加し得ないかを定めている。技術

やノウハウを導入し、経済社会開発に積極的な貢献をする活動、国内で雇用を大きく増進する活動は合弁を許可される。一方、貴金属に対する投資や、公益事業、保険、銀行、国内商業などのサービス部門は、特別な政府の許可がないかぎり合弁を許されない。

エチオピアにおける合弁の設立と運営は、外国民間資本および公共資本を一方の側とし、エチオピアの公共資本を他方の側とするものである。エチオピア公共資本を代表する適切な機関は中央計画最高会議 (Central Planning Supreme Council)が定めるものとする。同会議は、合弁企業布告の実施の権限を与えられている。

原則として、外国パートナーの株式保有分は合弁企業の総投資の49%を超えてはならない。例外は政府の許可がある場合だけである。持株資本への投資は、交換自由な貨幣によるか、実物によるかする。後者の場合には双方の合意により評価額を定める。外国パートナーの合弁企業投資の申請は、中央計画最高会議に提出されねばならない。同最高会議は適切と考えられる期間内にその申請を処理すべきものと定められている。

2 合弁協定の登録と期間

合弁企業の設立と登録のための重要な法的手段は合弁協定である。布告は、両当事者間の合意により規定されるもの以外にも、合弁協定に盛り込まれるべき特定の条件を列挙している。布告はさらに合弁協定の登録の方法についても指示しており、この登録がなされ

た時に合弁企業は法人格を得ることとなる。

外国人資本の合弁企業への投資は原則として、その合弁企業の目的が達成され得る期間をカバーするだけの長期投資でなければならない。この関係で、布告は投資の最長の期間を25年とし、これによって合弁企業における外国のシェアが無期限のものとなるのを制限している。ただし政府はこの期間を、布告により定められた最長期間を超えて延長することができる。

3 合弁企業の経営

布告は合弁企業の経営・管理の最高機関が、株主総会であることを明確に定めている。取締役会構成員と会計監査を任命し、合弁企業の予算と事業計画を承認し、合弁企業に変更を加え、あるいは解散できるのは株主総会である。さらに合弁企業の両当事者は、布告に明記された以上の権限を、相互の合意によって株主総会に与えることができる。

布告は同時に、取締役会構成員任命に関して、合弁企業の株式保有高を基としてその代表者数を定めることを規定している。取締役会は合弁企業の経営に関する序列では、株主総会の次に位置し、布告および合弁協定で指定される広範な権限を許される。企業の日常的な運営は総支配人および副支配人にまかされるが、この両名は取締役会により任命される。エチオピア人のなかに適格者がいない場合には、合弁企業は外国人職員を雇用することができるが、この場合エチオピア労働法の規定に服するものとする。

4 利潤政策

布告は合弁企業の短期的な利益よりも、長期的な成功をより重視している。このため合弁企業の毎年の純利益の5%を留保すべきことを規定しており、それは合弁企業の株式資本の20%に到達するまで続けられる。株主総会は必要に応じて他の留保金をもうけることもできる。合弁企業の利潤の配当は、この法で定められた額および株主総会で定められた額を内部留保基金に積立てた後におこなわれる。

5 特典

布告は合弁企業に対する外国投資家に対し関税免除や所得税に関して相当の特典を与えることを指示している。以下により詳しく、この特典を説明する。

A 関税の免除

- (1) 合弁企業は投資の際の資本財の輸入に関して課せられる関税および他の国税と地方税から免除される。同様な免除は財とサービスの操業、生産、加工に必要なとされるスペアパーツの最初の輸入についても与えられる。
- (2) 合弁協定に規定される期間、その企業は操業に必要な原材料その他品目の輸入に対する関税、他の国税や地方税を完全に、あるいは一部分免除される。
- (3) 合弁企業はさらに輸出に向けられた商品に課せられる関税および取引税を免除される。

B 所得税および配当の特典

合弁企業が新規プロジェクト投資として認定される場合は、操業開始時あるいは協定に記された特定時から5年間は、所得税の支払いを免除される。しかし投資が現存のプロジェクトの大規模な拡張にすぎない時には、その拡張部分の操業開始時から3年間の免除となる。このいわゆるタックス・ホリデーの期間が過ぎた後にも、合弁企業は課税対象額の40%という通常より低い率の所得税の特典が受けられる。この所得税率は、他の公共企業が支払わねばならない所得税の率より10%低い。

海外へ送金される配当に対する課税は10%であるが、エチオピア内部に配当金が投資される場合は、配当税の適用から免除される。

合弁企業によって雇用される外国人職員の給与および諸手当は所得税課税より免除される。

6 株の譲渡および利潤の送金

布告は外国パートナーが持つ株を、外国にある第三者に譲渡する権利を認めている。しかし次の条件が付される。最初にエチオピアのパートナーにその株を買

う機会を与え、この申し出の後90日以内に買取りに応じなかった場合には第三者に譲渡できる。

さらに外国パートナーは、合弁企業経営の利潤または株の譲渡、さらに企業解散の時は資本金の引上げを海外送金する権利を認められている。外国人職員はエチオピアの外貨規制条例の枠内で、自らの貯金を海外送金することを認められる。

7 合弁企業の解散

合弁企業は、その合弁協定に指定された解散の時期が来た時、あるいは株主総会の決定により、あるいは破産により、あるいは資本金の75%を失った時、あるいは合弁協定で定められた他の理由により、終止される。

8 紛争の解決

合弁協定により発する紛争は平和裡に解決されることが望まれている。しかし、もし紛争が平和裡に解決されないならば、布告は仲裁機関が紛争を解決すべきことを指示している。この仲裁機関は、合弁の双方が1名ずつ選出する2名の仲裁人と、さらにその2名ま

たは国際商業会議所の理事長が任命する1名の代表の3名より成る。このように構成された仲裁機関は、紛争をエチオピアの関係法規に準拠して検討し、決定を下す。仲裁機関の決定は最終的で終局的であり、紛争当事者を拘束する。

9 結語

以上に説明したように、エチオピア政府の「合弁企業設置布告235/1983」に示された外国直接投資に関する政策は、種々の活動を含み、かなりの特典を与えている。この法ははっきりと、政府が国内経済の広範な分野に外国直接投資を導入したいと考えていることを示している。同法は外国の民間あるいは公共資本が、エチオピアの指定された公共企業と合弁企業を設置する手続きを簡略化している。

また同法は合弁企業経営より得た所得に関して例外条項あるいは特典を与え、その所得の外国送金を保証している。紛争処理条項に関しても、時間節約的であり費用節約的である。エチオピアの外国直接投資に対するインセンティブは魅力あるものであるといえよう。

(訳・吉田昌夫)

1985年 OAU 首脳会議 “アジスアベバ宣言”

7月18日から3日間、アジスアベバで開催された第21回OAU首脳会議では、主としてアフリカ諸国が直面する経済的、社会的危機への対応策が検討され、むこう5年間ににらんだ優先プログラムを中心に討議が行なわれた。概要は以下の5項目で、それぞれについて具体的方策を求めることを旨とする。(1)ラゴス会議(1980年)における行動計画および最終決議の促進実行。(2)食料事情の改善と農業発展の回復。このため各国に対し1989年までに総公共投資に占める農業部門のシェアを20~25%に引き上げること、また食料自給の基盤形成のための特別行動計画の実施に協力することを求めている。(3)対外債務の軽減。今日の危機的状況打開のため、関係国・機関の協力を要請。さらに国際会議の開催も提唱している。(4)一連の問題解決のため、複数のレベルで各国政府が足並みをそろえること。ただし各国の自助努力を基本としている点が注目に値する。(5)南アフリカ共和国による周辺諸国不安定化への対抗。ここでは世界各国が経済制裁を含めた諸措置を採るとともに、周辺諸国へのあらゆる援助を惜しまぬよう求めている。

(編集部)

OAU本部

